

色染物質会会則

- (名称) 第1条 本会は色染物質会と称する。
- (目的) 第2条 本会は会員相互の親睦と知識の向上をはかることを目的とする。
- (事業) 第3条 本会は次の事業を行う。
 (1) 総会、親睦会の開催
 (2) 名簿の維持、管理
 (3) ホームページの作成及び維持管理と会誌の発行
 (4) その他目的達成に必要な事項
- (会員) 第4条 会員は次の各号の有資格者からの申し出のある者で構成し、
 入会退会を拘束されない。
 (1) 京都高等工芸学校色染科卒業生。
 (2) 京都工業専門学校色染科卒業生。
 (3) 京都工芸繊維大学色染工芸学科卒業生及び大学院修士課程修了者。
 (4) 京都工芸繊維大学物質工学科卒業生及び大学院修士課程修了者。
 (5) 上記いずれかの学科に在職した旧職員及び現職員。
 (6) その他の者で、役員会で承認された者。
- (役員) 第5条 本会に次の役員をおく。その任期は2年とし再任を妨げない。
 会長 1名 副会長 1名 幹事 若干名 顧問 若干名
 監査 1名 事務局 若干名

第6条 役員の選出は次の各号による。

- (1) 会長及び副会長は会員の中から役員会の推薦により選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 幹事は、会員の中から会長が選出し、役員会に諮って委嘱する。
- (3) 顧問は会長の推薦により選出し、総会に諮って委嘱する。
- (4) 監査は、会長が会員の中から選出し総会に諮って委嘱する。
- (5) 事務局は、会長が会員の中から選出する。

第7条 役員の任務は次の各号による。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が任務を遂行できない期間が生じた場合は、会長職を勤める
- (3) 幹事はそれぞれ会務を分掌し会議を主導する。
- (4) 顧問は重要な会務に参画する。
- (5) 監査は会計を監査する。
- (6) 事務局は会計、庶務、及び広報を担当する。

(名誉職) 第8条 本会に名誉会長、名誉顧問 を設定し置くことができる。
その名称に相応しい人を役員会が推薦推挙し、本人の了承をえて総会に諮って就任を委嘱する。任期を特に定めない。

(会議) 第9条 本会の会議は役員会および総会とし、次により開催する。

- (1) 役員会は全役員から構成され本会運営上の必要事項を審議する
- (2) 総会は毎年（原則として11月第2土曜日）開催し、次の事項の承認を受ける。
会務に関する事項 役員選出に関する事項 会則改正に関する事項
その他
- (3) 総会の決議は出席者(委任状を含む)の過半数を持って決する

(経費) 第10条 本会の経費は、年会費、寄付金、及びその他の収入をもって充てる。
会計年度は10月1日から翌年9月30日までとする。
なお、年会費は別途定めるところによる。

(補足) 第11条 (1) 事務局と会員間の相互連絡はメールを原則とする。
(2) 本会事務局を京都市内又は近郊の役員宅に置く。

(付則)

- (1) この会則は平成23年11月12日から改正施行する。